

酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2013年1月19日

No.6

裁判プロジェクト

「酒気帯び」の根拠はつくられた 管理者の総合的判断は「酒気帯び」のための屁理屈

運輸所のみなさん

これまで、小川助役や脇科長が証言した矛盾や嘘を紹介しました。皆さんが感じてくれたとおり、デッチ上げ「酒気帯び」だということが分かってもらえたと思います。

会社は、デッチ上げと処分の根拠として「管理者の総合的判断」を示し、「管理者が乗務員に飲酒の疑義を認めた場合、当該乗務員の酒臭、前夜の飲酒状況等に関する本人の申告、顔色等の外観、ろれつ等の言動、アルコール検知器の測定値等の様々な要素を確認した上で、当該乗務員の酒気帯び状態の有無及び乗務の可否を判断する」、としています。

皆さんも気づいたとおり、準備書面と裁判の証言とでは大きな隔たります。例えば、脇科長は50cm程の所で酒臭の「疑い」を持っただけでした。その他の所では酒臭を感じていません。小川助役が「感じた」のは行路票を読み上げている時でした。しかし実際は手帳に押印し一口諮問も行われました。小川助役の証言は途中で曖昧になる始末でした。

とにかく、「臭う」「今でも臭う」と言いつづけたのは齋藤科長だけでした。しかも、「乗務不可」を通告するまでに相当の時間を費やしているのです。出勤点呼からは2時間30分、「酒気帯び」を通告したとされる時間からは1時間30分も経っているのです。

運輸所のみなさん

会社は、酒気帯びの判断は酒臭と検査結果の他に三つの条件を上げています。「前夜の飲酒状況等に関する本人の申告」、については書記長が正直に説明しただけのものです。しかも各証言では「顔色等の外観」「ろれつ等の言動」に異常は認められなかったのです。

それは、本社澤邊証人の証言でもハッキリしました。「酒気帯びだと判断した事情であるとかについての報告はなく現場が判断した」と言いました。しかし、乗務員の「酒気帯び」があり、現場の管理者が総合的に判断したのであれば、少なくともその判断の根拠を確認するのが本社のやるべきことのはずですが、それをやっていないのです。

だから、書記長が事故防止面談を受けたり、待機スペースでテレビを見ながら乗務員と談笑をしていたことなど全く知ろうとしなかったのです。この待機スペースの状況については「総合的に判断」した管理者、特に小川さんも当直後方の脇、植田、横山さんも触れていません。「酒気帯び」の乗務員を自由に行動させる不自然さを感じませんか。この待機は、「次のコブから乗務するための待機」だったことをハッキリと示しているのです。

最大限譲って、数値だけでみても本社澤邊さんが証言したように、過去に0.10以下の処分はなしです。「総合的判断」が優先で検査結果は関係ない、が結論だというのなら、酒気帯びの根拠とするためにつくられた、「管理者の総合的判断」でしかありません。

運輸所のみなさん

どこでも構いません。管理者の恣意をなくして職場を働きやすくするために、声を聞かせてください。一言が、職場を変えるきっかけになります。